

## 平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告と 平成30年度市・県民税の申告

**問い合わせ先** ● 所得税について

成田税務署 ☎(28) 5151  
 (電話を自動音声で受け付け、用件に応じて  
 担当者が応じます)  
 ● 市・県民税について  
 市課税課市民税班 ☎(93) 1111(代)

提出期限は

**3/15(木)**

まで!

### 窓口のご案内

① 確定申告書作成・提出

イオンモール成田  
 2階イオンホール  
 〓成田市ウイング土屋

■ 期間

3月15日(木)まで  
 (土・日曜日を除く)

■ 受付時間

午前9時〜午後4時  
 (提出のみは午後5時まで)  
 ※午前9時〜10時までは、立  
 体駐車場3階の連絡通路を  
 通り、モール2階(C入口から  
 入ってください)。

■ その他

○ 作成済みの申告書の提出は、  
 郵送のほか、土・日曜日と  
 祝日を除き、税務署1階の  
 総合窓口でも受け付けてい  
 ます。

○ 相続税の相談、国税の納付、  
 納税証明書の請求・発行、  
 申告書の閲覧サービス、開  
 示請求の手続きなどはイオ  
 ンモール成田では行ってい  
 ません。税務署で手続きし  
 てください。

② 確定申告書

市・県民税申告書の提出・相談

すこやかセンター

2階健診準備室

■ 期間

3月15日(木)まで  
 (土・日曜日を除く)

※ 期間中は、課税課窓口での  
 提出・相談はできません。

※ 3月4日(日)は市・県民  
 税申告書の提出・相談のみ、  
 課税課窓口で行います。すこ  
 やかセンターの休日夜間受付  
 の入口を利用ください。

■ 個別相談 収入金額・必要  
 経費と控除の書類を整理して  
 持参してください。また、農  
 業者や事業者などは収支内訳  
 書を事前に作成してください。

▼ 午前の部

午前9時〜正午

○ 個別相談 定員40人

受付の順番は、午前8時20  
 分に抽選で決めます。なお、  
 定員に満たない場合は、抽選  
 以降に先着順で受け付けます。  
 抽選は、早朝の不審者侵入の  
 防止や盗難などを未然に防ぐ  
 ためのものです。

○ 市・県民税申告(提出のみ含む)

午前8時30分〜正午

▼ 午後の部

午後1時〜3時30分

○ 個別相談

午後1時〜5時

○ 市・県民税申告(提出のみ含む)

午後1時〜5時

会場に行く前に必ず確認を

確定申告のうち、次の相談  
 は市役所で受け付けることが  
 できません。イオンモール成  
 田で相談してください。

○ 住宅借入金等特別控除(初  
 めて受ける人、連帯債務の  
 ある人)の申告

○ 営業や農業などの事業収入  
 や不動産収入が500万円  
 以上の申告

○ 事業を開始して初めての申告

○ 青色申告

○ 配当所得の申告

○ 譲渡所得(土地、建物、株式  
 会員権の売却など)の申告

○ 災害の控除(台風災害など  
 に係る雑損控除なども含む)  
 の申告

○ 贈与税、消費税の申告、準  
 確定申告

※ これらの場合以外でも、内容  
 によりイオンモール成田を案内  
 することがあります。

平成28年分以降の申告は  
 マイナンバーが必要です

平成28年分以降の所得税  
 及び復興特別所得税・個人事  
 業者の消費税及び地方消費  
 税・贈与税の申告書は税務署  
 へ提出の都度、マイナンバー  
 (個人番号)の記載と、本人  
 確認書類の提示または写し  
 の添付が必要です。

【本人確認書類の例】

① マイナンバーカード

(個人番号カード)のみ

② 通知カードなど+

運転免許証や公的医療保

険の被保険者証など

※ 郵送で申告書を出す場  
 合は①の写し(表裏両面)  
 または②の写しを添付

## 軽自動車などの廃車、 名義変更は届け出が 必要です

軽自動車税は、毎年4月1  
 日現在の所有者に課税されま  
 す。  
**手続きをしないと、いつま  
 でも課税されることになりま  
 す。**

次の項目に該当するときは、  
 3月中に廃車手続きや名義変  
 更の手続きをしてください。

○ 使用をやめたとき

○ 廃棄したとき

○ 所有者が亡くなったとき

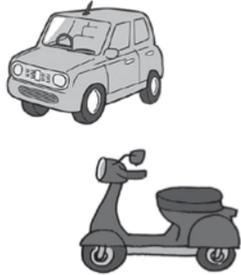
○ 盗難に遭ったとき

(警察への盗難届の受理番号  
 が必要です。)

○ 他人に譲ったとき

(名義変更の処理が済んで  
 いるか確認してください。)

○ 他市町村に住所を移したとき



**問い合わせ・届出先**

▼ 軽四輪

軽自動車検査協会千葉事務所  
 ☎050(3816)3114

▼ 軽二輪・二輪小型自動車

関東運輸局千葉運輸支局  
 ☎050(5540)2022

▼ 125cc以下のバイク、  
 農耕用小型特殊自動車など

※ ナンバープレート(標識、  
 印鑑、標識交付証明書が必  
 要です。

課税課市民税班

☎(93) 0443

## 3月は市税収納強化月間

税負担の公正・公平性の確保と各種行政サービスの維持を目  
 的に、3月を収納強化月間として「電話催告」を実施します。  
 市税の納付遅れや滞納額の増加を防止するため、納期限まで  
 の納付が確認できない人に、電話でお知らせします。  
 ※ 金融機関、口座番号を聞くことや振込の指示をすることは絶  
 対にありません。

■ 日時

3月10日(土)、11日(日)

午前9時〜午後4時

問 納税課納税班 ☎(93) 0433



## 3月1日〜7日 春の火災予防運動週間

火の用心  
 ことばを形に  
 習慣に



この時期は空気が乾燥し、強風の日も多いため火災が発  
 生しやすいです。火の取り扱い、器具の取り扱いに十分注  
 意しましょう。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント!

3つの習慣

● 寝たばこは絶対しない

● ストープは燃えやすいものから離れた位置で使用す

● ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す

4つの対策

● 逃げ遅れを防ぐため住宅用火災警報器を設置する

● 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使  
 用する

● 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器などを設置する

● お年寄りや身体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制  
 をつくる

問 消防本部予防課

☎(92) 1313

## 住宅用火災警報器 設置の戸別訪問調査

住宅火災による死傷者を無  
 くするため、更なる住宅用火災  
 警報器の普及促進と、設置後  
 の適切な維持管理広報を目的  
 として訪問調査を実施しま  
 す。ご理解とご協力をお願い  
 します。



■ 調査期間

3月1日(木)〜

3月20日(火)

■ 調査対象

無作為に抽出した市内の約  
 150世帯(共同住宅・長屋  
 を含む)

■ 調査方法・内容

玄関先などで訪問世帯の住  
 宅用火災警報器設置の有無や  
 住宅区分などについて、聞き  
 取り調査を行います。不在の  
 ときは「住宅用火災警報器」  
 のパンフレットをポストなど  
 に配布します。

悪質な訪問販売などに  
 ご注意ください

○ 調査には、消防職員が身分  
 証明書(消防手帳)を携帯  
 し、制服または活動服で訪  
 問します。

○ 訪問の際に住居内に入る事  
 はありません。

○ 消防職員が住宅用火災警報  
 器や消火器を販売すること  
 はありません。

問 消防本部予防課

☎(92) 1313